## ノロウイルス自主検査海域変更のお知らせ

平成30年9月21日

宮城県漁業協同組合

1 気仙沼湾

2 小泉湾

3 伊里前湾

4 志津川湾

5 追波湾

6 雄勝湾

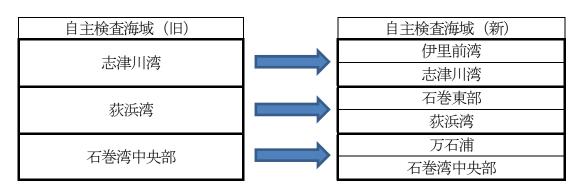
7 女川湾

★平成29年度漁期から、検査体制を強化するため、当漁協が実施するノロウイルスの 自主検査海域を11海域から14海域に細分化しました。

また、平成29年度については、伊里前湾と石巻東部を暫定的な海域として おりましたが、平成30年度から正式な自主検査海域区分といたします。

## 〈自主検査海域の変更点〉

志津川湾を, **伊里前湾と志津川湾**に, 荻浜湾を**荻浜湾と石巻東部**に, 石巻湾中央部を**万石浦と石巻湾 中央部**にそれぞれ細分化し, 検査体制を強化します。



ノロウイルス自主検査海域(旧) ノロウイルス自主検査海域(新) 赤線が新しい海域区分となります。 1 気仙沼湾 2 小泉湾 3 志津川湾 4 追波湾 石巻市 石巻市 万石浦 5 雄勝湾 6 女川湾 牡鹿南 牡鹿南 松島湾 松島湾

## 〈注意点〉

- ●「ノロウイルスの自主検査海域」は14海域に細分化されますが、生食用かき商品に表示する「生食用かきの採取水域区分(小分類)」は従来の11水域のまま変更ありません。すなわち、新たに区分された伊里前湾、石巻東部、万石浦の自主検査海域で生産された生食用かき商品に表示される採取水域の名称については、これまでどおり「志津川湾又は宮城県海域3」、「荻浜湾又は宮城県海域8」、「石巻湾中央部又は宮城県海域9」の表示となります。
- ●伊里前湾と石巻東部については、平成29年度は暫定的な海域となります。平成29年度漁期終了後 に海域区分について再度県と協議いたします。

生食用かきの採取水域区分(小分類) 気仙沼市 気仙沼湾 2 小泉湾 3 志津川湾 4 追波湾 ※方石浦は石巻湾中央部海域 5 雄勝湾 東松島市 6 女川湾 1,0 松島湾